伸び率が２％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は１％以上の目標を、４年間の場合は1.5%以上の目標を求める。 ㈠　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。 ⑵　有線テレビジョン放送ネットワークの光回線化増加率 光ファイバの幹線路距離、ＦＴＴＨ方式の引込端子数又は加入世帯数について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が３年間の場合は２％以上の目標を、４年間の場合は3.5%以上の目標を求める。	
第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項 １　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。 ２　地域経済の健全な発展 国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。 ３～７　［略］	第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項 １　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。 ［新設］ ２～６　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○総務省告示第二百四十号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、電気通信分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年総務省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。